



発行 東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施.....

.....(生活文化局計量検定所検査課).....

○建築基準法による道路位置の指定.....

.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新.....

.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....

.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

○東京都指定排水設備工事事業者の指定.....

.....(下水道局).....

雑報

○東京都職員共済組合組合会互選議員選挙.....

.....(東京都職員共済組合).....

告示

●東京都告示第千四百七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十月二十六日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 世田谷区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年十二月三日から平成三十一年三月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千四百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成三十年十月三日 小金井市前原町二丁目千二百二十六番九

同右 同月九日 小金井市梶野町二丁目二百九十三番三十一、二百九十六、二百九十五番三並びに同番四及び同番二十二の各一部並びに同番二十六

延長 三四・九五 幅員 四・〇〇

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ミレニアム・プロミス・ジャパン

二 代表者の氏名

<p>一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 設置者住所</p> <p>東京都知事 小 池 百合子 世田谷区経堂二丁目一番三十三号 小田急電鉄株式会社 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号</p>	<p>北岡 理恵子 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目十六番十三号 小石川パークタワー〇一 更新された認定の有効期間 平成三十年十一月一日から平成三十五年三月十日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十年十月二十六日</p>
<p>一 店舗名</p> <p>縦覧時間</p> <p>経堂駅東側商業施設</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 山木 利満 六 変更後の設置者の代表者名 星野 晃司 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 小田急商事株式会社ほか十四名 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 小田急商事株式会社ほか十四名 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ココカラファインヘルスケアほか四名 十 変更前の小売業者の住所 世田谷区太子堂一丁目四番二十四号(株式会社レプレハウス)ほか 十一 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目十七番地十一号(株式会社レプレセント)ほか 十二 変更前の小売業者の代表者名 石橋 一郎(株式会社ココカラファインヘルスケア)ほか 十三 変更後の小売業者の代表者名 塚本 厚志(株式会社ココカラファインヘルスケア)ほか 十四 変更日 平成三十年八月十日ほか 十五 届出日 平成三十年十月三日 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十七 縦覧期間 平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>縦覧期間</p> <p>届出日</p> <p>縦覧場所</p> <p>縦覧時間</p> <p>平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二 店舗所在地 世田谷区宮坂三丁目一番四十二号ほか 三 設置者名 小田急電鉄株式会社 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号 五 変更前の設置者の代表者名 山木 利満 六 変更後の設置者の代表者名 星野 晃司 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社曙ほか五名 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社曙ほか五名 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ひまわりほか二名 十 変更前の小売業者の住所 世田谷区赤堤三丁目二十八番二一〇号(有会社ポニーテール) 十一 変更後の小売業者の住所 世田谷区宮坂三丁目一番三十一号(株式会社ひまわり) 十二 変更前の小売業者の代表者名 宇佐美 淳(株式会社北欧トーキョー)ほか 十三 変更後の小売業者の代表者名 中島 純也(株式会社北欧トーキョー)ほか 十四 変更日 平成三十年五月十八日ほか 十五 届出日 平成三十年十月三日 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十七 縦覧期間 平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>

十八 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
成城学園前駅ビル

二 店舗所在地
世田谷区成城六丁目五番三十四号

三 設置者名
小田急電鉄株式会社

四 設置者住所
渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の設置者の代表者名
山本 利満

六 変更後の設置者の代表者名
星野 晃司

七 変更前の小売業者の氏名又は名称
エノテカ株式会社ほか十三名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称
エノテカ株式会社ほか十三名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称
エノテカ株式会社ほか二名

十 変更前の小売業者の代表者名
廣瀬 恭久(エノテカ株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
櫻井 裕之(エノテカ株式会社)ほか

十二 変更日
平成二十九年四月一日ほか

十三 届出日
平成三十年十月三日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に

十六 縦覧時間
定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
パシオス多摩境店

二 店舗所在地
町田市小山ヶ丘四丁目三番地五

三 設置者名
三菱UFJリース株式会社

四 設置者住所
千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の設置者の代表者名
白石 正

六 変更後の設置者の代表者名
柳井 隆博

七 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社田原屋

八 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社KMC南関東

九 変更日
平成二十九年六月二十九日ほか
平成三十年十月四日

十 届出日
平成三十年十月四日

十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間
平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。
平成三十年十月二十六日
東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者
指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地
五五四二 カトウ設 加藤 豊 府中市宮西町三丁目三番地の十二 クリ
備企画 オコンフォート府中二〇四号室

五五四三 不來方テ 下川原孝典 西東京市西原町五丁目二番二十四号
クノ株式 会社

五五四四 中村設備 中村 正崇 世田谷区上北沢一丁目九番十号 上北沢
グリーンテラス東棟 B号

二 指定年月日
平成三十年九月二十六日

雑報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第九条第二項並びに東京都職員共済組合法定款(昭和三十一年十二月一日公告)第九条及び第十條の規定に基づき、東京都職員共済組合会互選議員選挙を次のとおり執行

する。

平成三十年十月二十六日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

一 選挙の日時 平成三十年十一月十六日 午前九時から午後三時まで

二 開票の日時 平成三十年十一月十六日 午後五時から

三 投開票所 東京都職員共済組合会互選議員選挙執行要領において定める場所

四 立候補届出期間 平成三十年十月二十九日から同年十一月二日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務局総務部長 西山 智之	選挙管理室(東京都職員共済組合事務局管理部総務課)
第二区	四	東京都総務局総務部長 西山 智之	選挙管理室(東京都職員共済組合事務局管理部総務課)
第三区	三	東京都総務局総務部長 西山 智之	選挙管理室(東京都職員共済組合事務局管理部総務課)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

